

6月の無料相談

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容（相談員）
市民法律相談	毎週火曜日 12日(木)・19日(木)	13:00～17:00 広報広聴課(☎内線2376) (12日(木)は新治地区公民館)	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	17日(火)	13:00～16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00～14:00)
市民相談	月～金曜日	8:30～17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00～16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	18日(水)	13:00～16:00 総合福祉会館(ウララ2 7階) (広報広聴課 ☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月～金曜日	9:30～16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品や契約などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月～金曜日	8:30～17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月～金曜日	9:00～17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月～金曜日	9:00～17:15 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火～日曜日	10:00～17:15 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員) 電話相談可
教育相談	月～金曜日	9:00～16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月～金曜日 (水曜日は弁護士相談)	8:45～16:30 (13:00～16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員)、(弁護士) 予約制
人権相談	月～金曜日	8:30～16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00～16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権に関すること
ひきこもり専門相談	9日(月)	10:30～12:00	ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	13日(金)・20日(金)	14:00～16:00	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで
	24日(火)	10:00～12:00	

女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 14日(土)	11:00～16:00 10:00～15:00	男女共同参画センター 「ウィズユー・うらら」 ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門カウンセラー) 予約制	
法律相談	26日(木)	13:30～15:30		法律が関係する困りごと(女性弁護士) 予約制	
法律関連一般相談	13日(金)・27日(金)	13:00～16:00		法的手続きについてなど(専門相談員) 予約制	
一般相談(外国人相談を含む)	13日(金)・27日(金)	13:00～16:00		日常生活の困りごと、悩みごと(英語通訳あり。専門相談員) 予約制	
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談		5日(木)・19日(木)	13:00～16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

本当に怖い！名義貸し！

消費生活センターから

☎823-3928

相談 会員制サイトの掲示板で紹介されていたアルバイトに申し込んだ。

消費者金融と信販会社の窓口対応の調査という名目で、自分名義のカードを作って、業者に渡す仕事で、消費者金融のカードは1件1万5000円、信販会社のカードは1件1万円のバイト料が支払われ、暗証番号は業者に指定されたものにするというものだ。

最初はいいバイトだと思い、気軽にやっていたが心配になった。

カードは業者に渡してしまった。カード会社と警察に届けたが、悪用されないか心配だ。

アドバイス! 業者に対して、至急カードを返す旨の手紙を配達記録で出すよう話し、今後、不審な請求に十分気をつけるよう助言しました。

本来、カードは名義人に管理義務があり、本人以外は使用できません。

カードを他人に渡すということは、それを自由に使うことを了承していることになります。カード会社は名義人にしか請求できません。

少額のバイト料で高額な借金を背負うことになってしまいます。大変危険な行為です。名義貸しは絶対にしてはいけません。

～クレジットカード利用上の注意点～

- ①借金と同様に考え、安易な使い方はしない
- ②リボルディング決済はできれば避ける
- ③カードをむやみに作らない
- ④暗証番号は誰にも教えない
- ⑤暗証番号をメモに残さない
- ⑥暗証番号を生年月日などにしない
- ⑦他人にカードを貸さない
- ⑧利用明細書の請求内容を必ずチェックする

以上のことに気をつけて上手に使用しましょう。